



幹本申 11 号『新幹線車両センター業務執行体制の

見直しについて』に関する検証申し入れを提出！

JR 東労組は「新幹線車両センター業務執行体制の見直しについて」の提案を受け、幹本申8号『新幹線車両センター業務執行体制の見直しについて』に関する申し入れ」団体交渉にて労使議論を行ってきました。団体交渉では、組合からの「作業工程が変わると不安がある」という声に「交番検査を日頃から担っている人はできる」、組合からの「冬季特有の修繕が発生すると11名では厳しい」との指摘に、会社は「トライアルなど問題なかった」「時間内に検査できる」等を回答し、盛岡新幹線車両センターでは、10月1日から交番検査要員が12名から11名体制となりました。

しかし、組合が指摘した通り、業務執行体制見直しの実施以降、盛岡新幹線車両センターでは、超勤の発生や作業工程の新たな見直しが続き、グループ会社との連携ミスなどの問題が発生しています。また組合員からは「冬季期間での絶縁不良調査対応などで機動担当1名では対応できていない」と問題点も上げられています。

施策実施後に問題などが発生した場合について、会社は「業務執行体制見直し後の状況については確認していき、必要な対応を行っていくこととなる」と回答し、労使で確認をしています。施策実施後の検証を基にあげられる問題点や組合員の不安を解消し「安全・健康・ゆとりを担保した業務執行体制」とすることは労使の課題と認識し、下記のとおり申し入れしました。



<申し入れ項目>

1. 盛岡新幹線車両センター交番検査において、新たな体制後の検証結果を明らかにすること。
2. 盛岡新幹線車両センター交番検査において、冬季期間に要員1名配備し機動担当を2名体制とすること。
3. 盛岡新幹線車両センター交番検査において、グループ会社との連絡体制を明らかにすること。また職場からの声をもとに問題点を改善すること。

「安全・健康・ゆとり」ある検修職場をつくり出そう！

